

# 令和3年度第2回白井市空家等対策協議会について

## 1 前回（令和3年10月19日）第1回協議会での議事

### ○白井市空家等対策計画の見直しについて

⇒現行の計画の基本方針を踏襲し、計画の見直しを行うこととする。  
見直しにあたり、空家対策を予防、活用、管理、除却に分類、整理を行う。  
市民に対するフィードバックを計画の本編又は資料編に記載する。

### ○特定空家等の判定基準（案）について

⇒判定基準（案）について、立地状態を加味した判断基準を設定する必要があるのではないかなど、複数の意見をいただいた。

## 協議会スケジュール（前回資料より）

日程	計画の見直し		特定空家の判定基準等	
		事務局		事務局
令和3年度	10月	協議会	現行の計画及び見直しの方針に対する説明	(案)の説明、協議
			市民参加（意見交換会等）	意見取りまとめ
	2月	協議会	市民参加での意見の提示、協議	決定（案）の説明、協議
令和4年度			(案)作成	起案・決裁
	7月	協議会	(案)の説明、協議	決定の報告
			決定（案）作成	判定基準 4月1日運用開始予定
	10月	協議会	決定（案）の説明、協議	
			決定（案）の修正	
			市民参加（パブコメ）	
			決定（案）の修正	
	2月	協議会	パブコメ後の案の説明、協議	
			起案・決裁	
	3月		行政経営戦略会議 決定案の報告	

## 2 今回（令和4年3月11日）第2回協議会での議事

### 議題1 白井市空家等対策計画の見直しについて

#### □計画の見直しにおける工程進捗について【報告】

当初スケジュールのとおり、概ね進んでおり、市民参加等\*を実施しました。

\*市民参加等・白井市空家等対策計画の見直し意見交換会(12/18実施)

・空き家に関するアンケート(インターネットアンケート 12/10~27実施)

#### □「市民による参加・協働の取組み」を盛り込むことについて【協議】

現行の計画では、空家対策について、市が実施主体となる取組みの記載にとどまっております。計画の実行性を高めるためにも、今回の市民参加等で得られた意見などから、市民及び市民団体が参加・協働の実現可能性が高いアイデアを取り入れていく方向とし、以下の2案を盛り込むことでよろしいか。また、他に盛り込むべき内容はありますか。

**第5次総合計画では、まちづくりの進め方として計画の実行性を高めるための柱の一つとして、「参加・協働」を定めており、その主体を行政はもちろん、市民や市民団体としています。**

- ・(案1) 住宅等の所有者等は、その財産の将来について、家族・近所・町内会と話し合い、活用・管理・除却を計画し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

資料1（関係意見No.3、4、6、15、16~20、40、41、46~49、64、65、74~76 及びアンケート報告書4より）

- ・(案2) 住宅等の相続人は、相続登記を速やかに行い、その空き家の管理方法を計画し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

資料2（関係意見No.42、43、45 及びアンケート報告書5より）

- ・意見交換会は、空き家に関する知識を共有する目的で、講師による講習を受講後、ワークショップ形式での意見交換会では「市民及び市民団体が空家対策において参加・協働として実現可能性が高い取組みのアイデア」を目的に意見を出し合い、当日はグループ毎にとりまとめて頂きました。
- ・市では、これら意見を「対策の分類」「実施主体」に組み直し、実施主体が市（行政）の意見を中心に関係課から実現可能性について照会し、回答を取りまとめました。

### 議題2 特定空家等の判定基準（案）について

#### □特定空家等の判定基準（案）の修正について【協議】

第1回協議会での意見を踏まえ、特定空家等の判定基準（案）を修正しました。

（案）のとおり、決定してよろしいでしょうか。

修正点については、新旧対照表をご覧ください。

主な修正点 ・（資料2）判定基準(案)P2~4の朱書き部分（修正）

・（資料2）判定表①（B）敷地外への悪影響を及ぼす範囲係数（修正）

・（資料4）判定表①（B）敷地外への悪影響を及ぼす範囲係数の運用基準（新規追加）